様式第5号(第3条関係)

出雲市庁舎会議室利用承認取消等通知書

年　　　月　　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （申請者）　 | 住所又は所在地氏名又は団体名及び代表者氏名 | 様 |

出雲市長

出雲市庁舎会議室の市民利用に関する条例施行規則第3条の規定により、次のとおり会議室等の利用承認を（取消・変更）します。

|  |  |
| --- | --- |
| 当初承認年月日及び承認番号 | 　　　　　　年　　　月　　　日　　　　　第　　　　　　　号 |
| 当初利用承認した会議室等 | 　 |
| 当初承認した利用期間 | 年　　月　　日(　曜日)　　時　　分から日間　　年　　月　　日(　曜日)　　時　　分まで |
| 取消・変更理由 | 条例第7条第1項第　号該当 |
| 取消・変更内容 | 　 |
| １ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |